

## 熊本県・熊本国際空港株式会社 パートナーシップ協定書

熊本県（以下「甲」という。）と熊本国際空港株式会社（以下「乙」という。）は、熊本空港特定運営事業等の実施にあたり、相互の連携、協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携と協力を図ることで、阿蘇くまもと空港のポテンシャルを最大限に引き出し、空港周辺地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 本協定における連携協力事項は次のとおりとする。

- (1) 空港機能の強化及び空港利用者の利便性向上に関すること
- (2) 空港へのアクセス強化に関すること
- (3) 地域との共生及び空港周辺地域の安全・安心の確保に関すること
- (4) 航空路線の誘致・維持及び観光振興に関すること
- (5) 産業振興に関すること
- (6) 地域振興及びまちづくりに関すること
- (7) 防災・危機管理に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、双方が合意する事項

2 甲及び乙は、前項の各事項に関する具体的な取組みを推進するため、空港周辺市町村を含めた協議の場を設置するものとする。協議の場の設置方法及び運営等については別途定める。

3 甲及び乙は、双方の立場を尊重し合い、甲及び乙が合意した事項については、誠意を持ってこれを遂行することに努めるものとする。

### （経費負担）

第3条 前条に規定する連携協力事項の推進に当たっては、双方がそれぞれの予算確保に必要な手続きを履行のうえ、その予算措置の範囲内で行うものとし、本協定により双方は相手方に対して新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から乙が実施する熊本空港特定運営事業等の事業が終了する日までとする。

2 甲及び乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

### （協定の変更）

第5条 甲又は乙が、この協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙の書面による同意をもって必要な変更を行うものとする。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に係る疑義については、その都度、甲、乙が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保持する。

令和2年（2020年）4月14日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事

蒲原郁夫

乙 熊本県上益城郡益城町大字小谷1802-2

熊本国際空港株式会社

代表取締役社長

新原 昇平

